

令和6年9月からの入札・契約手続きの変更点について

財政局契約部契約課が実施する入札案件の手続きについて、令和6年9月からの変更点についてお知らせいたします。

1 電子契約の開始

令和6年9月2日以降に入札公告又は指名通知を行うものより電子契約を導入します。導入後は従来の紙契約に加え、電子契約を選択できるようになります。

一般競争入札、入札後資格確認型一般競争入札、指名競争入札において、電子入札システムの入札書の備考欄へ、希望する契約種別（電子契約又は、紙契約）を記載して、入札書の提出を行ってください。

※工事・委託システム（工事請負、測量・設計、業務委託）のみ

物品システム（物品の買入、借入、不用品の売払い等）は、備考欄を追加予定。追加時期は改めてご案内します。

物品システムを利用する案件（物品の買入、借入、不用品の売払い等）の契約種別の選択方法につきましては当面、落札者の方に契約種別届出書をご提出いただきます。詳細は、調達情報サービス又は、電子入札システムの各入札案件情報をご参照ください。

電子契約の制度、名古屋市における取扱いとは以下のウェブサイトに掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

名古屋市公式ウェブサイト「電子契約」URL

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/43-25-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

2 契約関係書類の電子提出について（試行）

名古屋市財政局契約課の土木契約担当、建築契約担当が実施する入札後資格確認型一般競争入札の契約関係書類について、名古屋市電子申請サービス（以下、電子申請サービスという。）を利用した電子提出が可能となります。令和6年9月2日以降に入札公告を行う案件より、契約関係書類の電子提出をお願いします。ただし電子提出が困難な場合は、従来の持参による提出も可能です。

（電子提出が可能となる書類）

- （1）競争入札参加資格確認申請書及び添付資料
- （2）総合評価落札方式の技術提案等資料及び添付資料
- （3）低入札価格調査制度における調査資料等
- （4）建設リサイクル法書面（注）
- （5）フロン排出抑制法書面（注）

（注）（4）及び（5）は、（1）から（3）と同時提出の場合のみ、電子申請サービスでの提出が可能です。同時提出が困難な場合は、工事担当部署へ原則、電子メールにて提出してください。詳細は、調達情報サービスの各入札案件情報をご参照ください。

（建設リサイクル法書面、フロン排出抑制法書面の提出について）

従来は落札決定をしてから提出をお願いしていましたが、令和 6 年 9 月 2 日以降に入札公告を行うものより落札候補者決定の翌日より原則 3 日以内に提出をお願いします。期限内の提出が困難な場合は、財政局契約部契約課へご連絡をお願いします。詳細は、調達情報サービスの各入札案件情報をご参照ください。

※建設リサイクル法書面とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条、第 16 条及び同法施行令第 2 条に規定する分別解体・再資源化等を義務づけた対象建設工事において、契約締結までに作成、提出等がなされる書面をいいます。

※フロン排出抑制法書面とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 42 条に基づく、設置機器事前確認書のことをいいます。

「契約関係書類の電子提出」について、詳細は以下をご確認ください。

名古屋市電子申請サービス 申請サイトの URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/proc-search/procedures/e354cc83-6c30-43c9-a6a8-29d5dff626a1>

※9 月 2 日以降に入札公告を行う案件より電子提出ができます。それまでは財政局契約課窓口へ持参により提出してください。

※名古屋市電子申請サービスを利用した契約関係書類の電子提出について、体験用環境を用意しています。ぜひご利用ください。

名古屋市公式ウェブサイト 契約関係書類の電子提出について

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/43-26-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 契約保証証書の電子化について

令和6年9月2日改正の本市工事請負契約約款を用いて契約を締結する案件より電磁的方法により発行された保証証書の取扱いを開始します。紙による保証証書についても従前のとおり提出可能です。

電子保証を選択された場合は、契約締結日までに電子メールにて契約情報（保証契約番号、認証キー等の情報）を提出してください。

提出先のメールアドレス keiyaku-zk03@zaisei.city.nagoya.lg.jp

メール送付の件名は、「【保証送付】〇〇工事（工事件名）」としてください。詳細は、落札者の方に送付する、「契約保証の提出方法について」をご確認ください。

※前払金保証の契約情報は、工事担当部署が指定する提出先に提出してください。

詳細は、調達情報サービスの名古屋市からのお知らせページ「契約保証証書及び前払金保証証書の電子化について」をご参照ください。

（お問合せ先）

財政局契約部契約課	土木契約担当	TEL 972-3072
	建築契約担当	TEL 972-3074
	物品契約担当	TEL 972-2323